

## 環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年12月分）

### ◆ 対応事例

#### 対応事例 1

件名	アスベストに関する規制強化について
概要	法令が改正され、アスベスト（石綿）規制が強化されたと聞きました。建物の解体・リフォームを行う際の義務や注意点を確認したいと思っています。参考になる資料はないでしょうか。
対応	<p>建物の解体等工事を行う際には、大気汚染防止法及び環境確保条例に従い、アスベストの使用状況に関する事前調査や必要な飛散防止対策等を行わなければなりません。</p> <p>今回の規制強化は、大気汚染防止法が令和2年度に改正されたことに伴うものです（令和3年度から順次施行）。改正により石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材へ規制対象が拡大されるとともに、令和4年4月1日から一定規模以上の解体等工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を自治体へ報告することが必要となりました。</p> <p>お問い合わせの資料については、環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」を御確認ください。大気汚染防止法等の規制や改正内容について簡単にまとめたリーフレットのほか、アスベスト対策について基礎から説明した動画も掲載していますので、元請業者による発注者（施主）への説明や、作業員への教育などに御活用いただければ幸いです。</p> <p>・東京都アスベスト情報サイト <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/</a></p>